

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 修士課程  
スカラシップ〈学納金免除〉創設要綱

本大学院独自の奨学制度(学納金免除)として、修士課程の大学院生に対するスカラシップ制度を下記により創設する。

記

1 「THCU修士課程スカラシップ」(以下 スカラシップという)

本大学院修士課程の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則 2 名以内とし、年間 1,000,000 円の授業料の内、年間 500,000 円を在学期間(最長 2 年間、但し、休学期間を除く)にわたり毎年免除する。

但し、以下を附帯条件とする。

- ①入学年度から 2 年間にわたり年間学納金免除総額上限を 1,000,000 円とする。
- ②対象者を 2 名以上とすることも可とし、対象者の人数により 1 人当たりの年間免除額を 1/2 の 250,000 円或いは 1/3 の 166,000 円等とすることにより、年間免除総額は上限の範囲内で繰り回す。
- ③年間免除総額上限に対して枠空きが生じた場合は、次年度以降に繰越ができるものとする。

2 スカラシップの支給方法については、2 年毎を目途に必要な応じて見直すこととする。

3 スカラシップに関わる事務は大学院事務室において行う。

4 平成 22 年度から実施する。

附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

東京医療保健大学大学院 医療保健学研究科 修士課程  
スカラシップ〈学納金免除〉制度内規

本大学院の「THCU修士課程スカラシップ」（以下 スカラシップという）の審査の方法等を以下のように取り扱う。

- 1 本大学院修士課程の入学者で、スカラシップ〈学納金免除〉を申請した者を対象とする。選考対象は原則2名以内とし、2名以上とする場合は、附帯条件に従い免除額を定める。
- 2 スカラシップ給付候補者(以下「候補者」という)の推薦は、入学試験の成績等の評価により学部・研究科運営会議において行い、理事長は、学部・研究科運営会議からの推薦に基づき候補者を決定する。
- 3 学部・研究科運営会議において候補者の推薦を行った後、休学願が提出された場合には、原則として推薦は取り消さないこととする。なお、候補者の推薦後に疑義が生じた場合には、学部・研究科運営会議にて再審査を行うことができる。
- 4 平成22年度から実施する。

附則 この内規は、平成22年4月1日より施行する。

附則 この内規は、平成30年4月1日より施行する。